

第164回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成24年12月21日(金)
	午後1時30分～2時15分
場 所	群馬県庁7階審議会室

第164回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成24年12月21日(金) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 場 所 群馬県庁(7階) 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、
森北佳昭(代理 八木裕人)、佐藤和彦(代理 渡辺博美)、
南波和憲、大林俊一、須藤和臣、小川 晶、金子 實
- 4 欠席委員 森田哲夫、小山 洋、宮前鋏十郎
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、今井次長、松岡次長
建築住宅課 石山次長
- 6 補助説明者等
桐生市建築指導課
- 7 議案
第1号議案 下仁田都市計画道路(2・3・1号東町下町線ほか5路線)の変更について
第2号議案 新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第164回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第164回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市画課長の中島でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第164回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は、田中委員と日垣委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、ご了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

従いまして、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が1名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、「傍聴要領」を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますので御留意ください。

第1号議案 下仁田都市計画道路(2・3・1号東町下町線ほか5路線)の変更について

(議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案下仁田都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の松岡と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案下仁田都市計画道路2・3・1号東町下町線ほか5路線の変更についてご説明します。

お手元の議案書1ページとあわせて添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。黒い一点鎖線で市町村界を、赤い線で都市計画区域を、黄色い線で今回変更となります都市計画道路を示しています。下仁田町は県南西部の長野県境にある、山林に囲まれた町ですが、町の中心部を囲むように下仁田都市計画区域が指定されており、都市計画道路も区域内だけで完結する計画となっています。

都市計画区域を拡大してご説明いたします。添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。都市計画道路全7路線を色分けしてお示ししておりますが、本議案は、県決定の6路線を廃止するもので、町決定の1路線と併せて下仁田都市計画道路の全7路線主に現道を拡幅する計画を廃止しようとするものです。変更理由はお手元の議案書2ページのとおりですが、「まちづくりの将来像、将来交通需要や人口減少等の社会情勢の変化等を踏まえ、都市計画道路の必要性を検証した結果、現道による自動車交通の処理、道路ネット

ワークの維持、歩行者の安全確保が可能であることが判明した」ことによるものです。

それでは、順にご説明させていただきます。

図2で今回変更する都市計画道路を色分けし、現在の主要施設との位置関係をお示ししています。青い実線が現在の国道254号、赤丸が町役場や警察署、下仁田駅などとなっています。都市計画道路7路線は、いずれも昭和34年7月に都市計画決定されており、そのうち2番路線を除く6路線が県管理の現道上に都市計画決定されていることから、県決定となっております。計画は現道の拡幅計画が中心となっておりますが、緑の破線で囲った範囲には現道がなく、バイパス的に新設整備する計画となっております。

それでは、番号順にご説明いたします。1番路線、茶色の東町下町線は、国道254号の計画ですが、現在地より手前で上信電鉄と交差し、幅員16メートルで、町中心部に交通を誘導する路線として計画されています。この路線を核に、他の路線が配置されています。2番路線は、薄緑の仲町網掛線が、南牧村に向かう町決定の都市計画道路です。3番路線、緑色の下町上町線は、ご覧のルートで幅員12メートルで計画され、4番路線、ピンク色の仲町旭町線は、幅員12メートルで、そして5番路線、青色の石榎ノ口線は、環状線として幅員12メートルで計画されています。6番路線、黄色の東町上町線は、駅裏通りとして幅員8メートルで計画され、7番路線、紫色の駅前通線は、駅へのアクセス道路として幅員10メートルで計画されています。

それでは、都市計画決定された昭和34年当時の下仁田町の様子とその後の道路整備等についてご説明いたします。添付図面の図-3又はスクリーンを御覧ください。これは昭和34年当時の都市計画道路の決定図を下図に使用し、赤線で当時の国道254号を示しております。当時の役場や警察署も街中にあり、都市計画道路として先ほどの1番路線が、市街地中心部に交通を誘導する路線として計画されました。しかしその後、黒い破線で示しました区間で道路工事が実施され、環状線的な整備が進むと、青い破線のように国道254号が振り替えられ、さらに役場や警察署も街中から移転するなどして、市街地内の通過交通の排除が進み、各路線の役割が変更となり現在に至りました。県ではこの間、これらの路線の計画的な整備には着手せずに、現在に至ったものです。

それでは、今回の都市計画道路の廃止による各種交通への影響の検証について、ご説明させていただきます。添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。まず、「自動車交通への影響」についてご説明させていただきます。現状の自動車交通量として、1日24時間の交通量の5年ごとの経年変化を、3地点にてグラフでお示ししております。上段の国道254号下仁田町中小坂地点は、ここで示す位置より少し佐久方面に行った同一路線上の観測結果ですが、平成11年の9,751台をピークに減少しています。また、左下の下仁田上野線南牧村千原地点も同様に、ここで示す位置より先の南牧村地内での同一路線上の観測結果ですが、平成11年の3,901台をピークに減少しています。そして下仁田停車場線は、下仁田駅前の実測場所を指していますが、平成6年の1,021台から減少を続けています。以上が「これまでの推移と現状」でございます。

次に、「将来交通への影響」として推計を行った結果についてご説明させていただきます。添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。これは仮に、今回廃止する都市計画道路が計画どおり全路線完成した場合の18年後・平成42年度の交通量を推計したも

のです。各路線を線で針金のように示し、道路の接続状況を示しています。緑の破線で囲った範囲には現在、道路がありませんが、計画どおりに整備され、つながっていることを示しています。各路線の上に示した数値が1日24時間の交通量で、百台単位となっており、路線の下にかっこで示した数値は道路の混雑度で、1.0未満であれば円滑に交通処理ができていていることを示します。3地点の数値を大きく表示し赤丸で囲いましたが、計画どおりの道路整備をすれば当然ですが、各地点とも、混雑度は1.0を下回り円滑に交通処理できることを示しています。

次に、本日の議案のとおり「都市計画道路をすべて廃止した場合」の18年後・平成42年度の「自動車交通への影響」について把握すべく、同様に推計しました。添付図面の図-6又はスクリーンを御覧ください。現在、現道が無い箇所は、計画の廃止により道路のつながりを示す線の表示がございません。先程と同様に、3地点の数値を見てみますと、上段の赤丸：国道254号については、都市計画道路を廃止することにより、交通量が集中し6,900台から9,100台となることがわかりました。しかし混雑度は1.01に止まり、「連続しないが、ピーク時間帯が渋滞する可能性がある」と言われる1.25を下回ることから、現在の2車線道路で、円滑に自動車走行できるとの結果となりました。また、代表的な交差点2カ所での、信号による渋滞を検討すべく「交差点需要率」を計算したところ、信号渋滞が発生する「0.9」を大きく下回り、都市計画道路を廃止しても自動車交通は円滑に処理できることがわかりました。

次に「歩行者交通への影響」として、歩行者の安全面についてご説明いたします。添付図面7又はスクリーンをご覧ください。これは下仁田町の人口と就業者数の推移を示したのですが、オレンジ色で示した人口は、都市計画決定当時の昭和35年の20,640人から減少を続け、平成22年には当時の約43%の8,911人まで減少しています。また、紫色で示した就業者数も大きく減少しています。

そこで、これまでの下仁田町の取組などによる現状における「歩行者や自転車の安全確保対策」について整理しました。添付図面8又はスクリーンをご覧ください。

国道254号の紫色の実線は、既存の歩道を示しますが、基本的に片側に歩道が設置されており、不連続の箇所では、写真のとおり現在も工事が進むなどしています。

その他の県管理道路では歩道の整備は行われておりませんが、グリーンベルトの路面標示などで歩行空間の確保に努めつつ、あえてセンターラインを引かないことや、「思いやりゾーン」の標示などで走行車両のスピードを抑制して歩行者と車の共存による安全確保に努めるなどしています。また、緑色の実線で示した町道では、「時間帯車両進入禁止や車両通行規制」などで、歩行者と車両の分離による地区内の安全確保に努めており、町ではより一層の制度活用の検討を進めています。右下の表は平日12時間の歩行者・自転車の数を示していますが、緑色で示した幅員の狭い町道を活用した、市街地内での安全な歩行空間のネットワークの充実により、歩行者の安全は確保できるものと考えました。

なお、お手元に資料が無く大変恐縮ですが、道路幅員の現状ですが、1番路線は計画16メートルに対して平均6.8メートル、3番路線は計画12メートルに対して平均8.4メートル、4番路線は計画12メートルに対して平均7.1メートル、5番路線は計画12メートルに対して平均11.3メートル、6番路線は計画8メートルに対して平均5.

5メートル、7番路線は計画10メートルに対して平均7.8メートルとなっております。

最後に、国道254号について計画幅員と現状幅員について、図でA・B・C・Dで示した箇所について比較してご説明いたします。添付図面9又はスクリーンをご覧ください。A地点「下仁田高校前」は、計画8メートルに対してご覧のとおり現状8.7メートルで、片側に1.7メートルの歩道があります。B地点「上信電鉄踏切北」は、計画16メートルに対して現状8.1メートルですが、歩道の形態は無く、1.9メートルと示した広い路肩部分で歩行空間が確保されています。C地点「下仁田町役場前」は、計画12メートルに対して現状12.2メートルで、片側に2.1メートルの歩道があり、また反対側の2.6メートル部分も広い路肩部分に歩行空間が確保されています。D地点「下仁田交差点西」は、計画12メートルに対して現状10.6メートルで、片側に1.7メートルの歩道がありますが、反対側の2.9メートル部分は地形上、広がっているだけで、連続歩行は不可能です。

今回の都市計画道路の廃止につきましては、下仁田町都市計画マスタープランにて「都市計画道路の見直し」を掲げ、「中心市街地内では、通過交通を排除した歩行者主体のまちづくり」を進めることとし、これまでの検討も下仁田町により主体的に進められたものです。

以上、ご説明しましたとおり、今回の都市計画道路の廃止に当たりましては、下仁田都市計画区域内の事項として、将来の自動車交通の円滑性などへの影響が無いことや、歩行者・自転車の安全が確保されること、下仁田都市計画区域外の事項として、下仁田都市計画道路が、隣接都市計画区域の都市計画道路と接続しておらず、廃止しても他への影響がないこと、さらに、県・下仁田町ともに、本都市計画道路の具体的な整備計画が無いことなどから、都市計画道路を全て廃止することとしたものです。なお、今後のまちづくりですが、下仁田町としては、「保存・活用型」のまちづくりに取り組むこととしています。また、県としましても、都市計画道路の廃止後も、先ほども写真で見いただきました国道254号の交差点改良工事のように、引き続き下仁田町と連携して、自動車交通の円滑化や歩行者の交通安全対策など、地域に必要な事業を進めることには変わりはありません。

添付図面10又はスクリーンをご覧ください。今回の都市計画道路には、「都市計画法53条規制」として、私権制限が生じておりましたが、「直近10年間の申請件数が10件」あることから、今回の見直しを進めるに当たって早い段階から情報公開に努め、下仁田町として平成23年8月に「都市計画道路を見直すことについての住民説明会」を実施、翌平成24年6月の「町広報誌」にて「全路線廃止の方針」を示して「意見募集」を行いつつ、7月には住民説明会も実施するなどしましたが、いずれも反対意見はありませんでした。

ただいまご説明しました、第1号議案については、去る平成24年8月3日から8月17日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成24年10月16日から10月30日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(原田委員)

昭和34年に計画決定をされてますよね。その後、この都市計画決定に従って整備されたところはあるのですか。国道254号はそうみたいですが、必ずしも計画どおりにできていないというのはどういうことなのですか。

(事務局)

図3に昭和34年当時の決定路線が薄く見れますが、当時の図面をそのままスキャナーで読み込んだものですが、その計画路線の上に一点鎖線で黒く塗りましたところが右下にございます。その下に「概成」、ちょっと手をつけ基本的には3分の2以上の幅員があるとか、一定の手を加えたところを「概成」と概ねの完了という意味で表示しております。こういったところで工事はしておりますが、その当時、計画どおりの道路工事ではなく、その時の需要に合った工事という形で、幅員はそれなりに一定程度確保させていただくような工事をした箇所です。いずれも都市計画事業で工事したのではなく、道路事業で工事をしたために都市計画とは一致していない事業手法で拡幅工事等を行ったという趣旨であります。

(原田委員)

もう一点。都市計画した時に建築制限がかかっていますよね。直近10年間で申請数が10件とのことですが、50年くらいずっと制限がかかっている、その以前は特に問題はなかったのでしょうか。

(事務局)

とりあえず本日ご説明させていただく趣旨で直近10年の実績を調べましたが、同じようなペースでずっとあったものと思われまして。そういった趣旨で下仁田町としても早い段階から皆様に情報を公開して取り組んで参りました。現在では、下仁田駅を中心とした昔ながらの少しレトロな街を新しいまちづくりの方針に掲げ、拡幅によって全てが新しい住宅になるというそういったものに更新するのではなくて、少し狭い道も多くあり、広くなったり狭くなったり、あるいはちょっと曲がっていたりといったものを楽しんでいただくまちづくりに軌道修正して、これからも下仁田駅を中心にまちづくりを進めたいというふうに聞いております。

(議長)

他にはありませんか。

それではお伺いします。本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませ

んでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案 新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第2号議案新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の次長、石山と申します。よろしく申し上げます。

第2号議案「新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である桐生市長が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。詳細な説明につきましては、桐生市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

付議書の3ページをご覧ください。付議書の写しでございます。桐生市長からの付議となっております。

続きまして、4ページが施設概要となっております。名称は新里都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は指定なし区域区分非設定の都市計画区域、申請者住所氏名は前橋市富士見町小暮2295番地の13、株式会社テシマ 代表取締役 手島武雄、所在地は群馬県桐生市新里町高泉字下ノ沢205-1他11筆でございます。敷地面積は5,525.24平方メートル、主な施設は産業廃棄物処理施設の間接処理施設でございますが、今回の申請はがれき類の破碎施設で既存施設としまして、木くずの破碎施設で平成15年9月11日に建築基準法第51条ただし書の許可を取得しています。また、廃プラスチック類の破碎施設も平成20年6月30日に同様な許可を取っております。処理能力は、今回新設としてがれき類の破碎が一日当たり699.2トンです。許可済みのものとして木くずの破碎が一日当たり57.7トンです。廃プラスチック類の破碎が一日あたり23.66トンです。建築物の延べ面積が、申請部分が258.47平方メートル、申請以外の部分が1,854.96平方メートル、合計で2,113.

43平方メートルとなっております。

本施設は、処理能力一日当たり5トンを超える「がれき類」の破碎施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書の許可の手続を行おうとするものでございます。

それでは、施設の概要につきましては、許可権者であります桐生市の建築指導課・小島課長からの説明とさせていただきます。

(桐生市)

桐生市建築指導課の小島と申します。よろしくお願いたします。

第2号議案について補助説明をさせていただきます。

申請者の株式会社テシマは昭和57年に設立され解体業と一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処理業を主な事業としております。申請地につきましては、すでに平成15年に木くず破碎施設と平成20年に廃プラスチック類の破碎施設で建築基準法第51条による許可を受けており、現在操業いたしております。今回新たに、建設・解体工事現場から排出されるがれき類の破碎施設を設置しようとする計画でございます。がれきの選別は今回の申請地内で既に行なっておりますので、あわせて破碎処理も行なおうと考えているものです。

それでは、添付図面を説明させていただきます。図-12又はスクリーンをご覧ください。都市計画図において申請地の位置を示しております。中央の赤い部分が申請地でございます。申請地は新里都市計画区域内で、上毛電鉄の新里駅から北に約4キロのところであり、申請地の南側の約720メートルのところに新里北小学校があります。

図-13又はスクリーンをご覧ください。付近見取り図でございます。赤い色で示した部分が今回の申請地でございます。緑色が申請敷地に至る道路です。国道353号から県道上神梅大胡線を通り市道より申請地に至ります。水色が工場等で、住宅は14件ありまして、一番近い住宅は北側に70メートルほど離れており、黄色で示しております。また、オレンジ色の矢印が搬入、搬出車両の通行経路であります。周辺住民への説明については、地元区長と周辺300メートル以内、図の青い円の中の地域住民の方々へ個別に事業計画の説明を行い、ご理解いただいております。車両の搬入、搬出経路でございますが、現在、県道上神梅大胡線を利用しており、本申請に係る経路についても全く同様に考えております。搬入出時間については、9時から17時の間とし、周辺住民の方へ配慮した計画としております。地元車両優先、運搬車両の徐行時速20キロ、さらに申請地南側にある新里北小学校方面への車両の通行を自主規制しております。

図-14又はスクリーンをご覧ください。こちらは、敷地内の建物の配置状況を示したものでございます。赤色は隣地との境界線を示しております。緑色の部分は舗装された道路幅員約6メートルの市道であり、青色の三角の部分から敷地へ出入りを行います。水色で塗られたものが既存の建物を示しており、黄色で塗られたものが今回の申請により増築される建物となっております。黄色の申請建築物①は産業廃棄物処理施設、申請建築物②は廃棄物の保管施設を示しております。

図-15又はスクリーンをご覧ください。こちらは、増築される施設の平面図に処理

工程を示したものであります。廃棄物は左側の①出入口から搬入され、②のがれき類処理前保管場所に積み下ろされます。処理前保管場所からは重機にて、③の破碎機に投入して破碎処理が行われ、④振動ふるい機で粒度選別されます。選別されたがれき類は、重機にて処理施設を出て図の右側にある、今回建築予定の、⑤の処理後保管施設へ積み下ろされ、一時保管された後、再生採石等として運搬車両により利用先へ搬出されます。

図－１６又はスクリーンをご覧ください。こちらが処理施設の立面図になりまして、最高の高さは約１０メートル程度の建物になります。

図－１７又はスクリーンをご覧ください。こちらが保管場所の立面図になりまして、最高の高さが約６．５メートルで計画されています。

図－１８又はスクリーンをご覧ください。こちらは手続関係の状況を示したものです。１については、廃棄物処理法に基づく事前協議の流れを示しておりまして、事前協議書を平成２３年１２月２日に提出しまして、今年の７月１７日付けで事前協議が終了しております。２については、同じく廃棄物処理法に基づく施設の設置許可について示しており、１０月２４日付けで許可となっております。３については、当審議会の流れを示しています。４については、建築基準法の関係規定の概要です。５以降については、当審議会の議を経た後の、確認申請を始めとする施設の運営開始までの流れを示しております。

最後になりますが、本申請にあたっての生活環境の保全についてでございますが、排水については処理工程上発生いたしません。雨水排水につきましても、廃棄物の処理が建屋内で行われるため、廃棄物と雨水との接触はなく、水質が汚染されるおそれはないと考えております。また、粉塵についても、建屋内作業となることから外部へ飛散いたしません。騒音、振動に関しましては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請に伴い、生活環境影響調査を行っており、その報告書の中で、いずれも基準値以下であると評価されております。臭気については、悪臭の発生するおそれのある廃棄物について扱わないことから、周辺環境に与える影響はないと予測しております。以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議させていただきました。

桐生市からの補助説明は以上でございます。

以上で第２号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

それでは、本案についてご意見やご質問があればお願いします。

(田中委員)

周辺３００メートル以内の地域住民の方々へ個別に事業計画の説明を行ったとお聞きしましたが、どのような形で行われたのでしょうか。

(桐生市)

計画図等を用いまして、口頭にて説明をさせていただきました。

(議長)

他には何かございますか。

それではお伺いします。本案について都市計画上の支障なしとすることに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

(傍聴人退場)

(議長)

それでは、次に報告事項でございます。事務局からお願いします。

(事務局)

お手元にリーフレットを配布させていただきました。来年1月16日でございますが、「人口減少局面における群馬のまちづくりを考える」というテーマで開催をさせていただくシンポジウムのご案内でございます。

(議長)

ただいまのご説明についてございますでしょうか。よろしいですか。

(議長)

では最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第165回審議会の開催についてですが、通例によりますと2月定例県議会後の3月下旬の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

その他、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。委員の皆様には、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。次回は、3月下旬の開催となりますが、開催期日については、後日、通知いたしますのでご了承お願いいたします。これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：15)

(議事録署名人)
